

地下冰道

1977年3月1日

10年実刑攻撃粉碎! 3回即時奪還!

- 反革命加納一派完全打倒闘争勝利
- 組織破防法攻撃粉碎
- 殺人罪デッチ上げ - 長期不当拘留
= 実質実刑攻撃粉碎

最終弁論特集号

地下冰道編集委員会

- 三 日本 - 検察の 10・9 三勇士に加まる
F 開設 10 年 木製建築 2
- 三 放出用あがきの P E ル 6
- 南波 正男
今村 正
城戸十三吉
- 三 月見廻立 12
- 南波 正男
今村 正
城戸十三吉
- 三 分岐要旨 34
- 三 警告要旨 40
- 三 カンパニアール 44

◆我以回顧之，而始上校門，乃知其破敗之甚矣。

◆検査一加納一派一体となつた。殺人未遂。四年九月四日

卷之三

全乙の革命的勞働者、人民諸君！「地下水道」讀者諸君！一月31日、千葉地裁に於ける敵権力一千幾地檢は

明うさまにして、獄中三同志と共に同盟に新たな攻撃を
かけてきた。10・9加納一派完全打倒闘争を担い、加
納英二によって権力一警察に売り渡され大南波、今村、
城戸三同志に対する「懲役10年」求刑攻撃がそれである。

うがにした儀に、共産同全國委員會内、分裂闘争から逃亡し、右翼日和見主義の革マル主義への水先案内人、社共の社會排外主義政黨傳遞への道案内人として誕生した加納一派に対する、中央集權非合流党建設としてレーニン

改良主義者、右翼力士見主義者として自己統一化したのであり、それに裏打ちされた反革命策動をうつしての同盟破壊活動に敵権力と一体となつて行なつて来たのである。ブルジョア・マスコミ「週刊新潮」も動員しての同盟全国委党内闘争、沖縄解放闘争、女性解放闘争の企画とし、9加納一派完全打倒闘争を狙いつゝ、太田志の権力への売り渡しという反革命策動を行なつて必死の延命と敵権力による右翼日和見主義、反革命としての認知を願う、手みやげなのである。10・9加納一派完全打倒を勧めた朝波、今村、城戸同様、加納英二自らによる10番通報により、権力によつて不正確され、諫事一派一派一体となつた「殺人未遂」、同マジックによる虚偽をテツナ上げられ、肉体的、精神的抹殺攻撃、監獄支配との非身

橋本處士を継続してゐる。実質的大糸刑攻撃として不當長期拘禁と闘り、依然一犯猶一派による「殺人未遂」同名條レテチ上げを新解する處士は公判闘争に於いても一貫して立ちぬき、弁護士・獄外同士と一緒になり、

也、且其無與乎哉。故其後之士，以爲子雲之賦，固已過矣。○而固無以是為也。○又子雲之賦，實有以成於此也。人未嘗無以成於此也。○故其後之士，以爲子雲之賦，固已過矣。

我也是「地下工作者」

校直書之，後又以今人未達，因爲之圖。

卷之三

名の被説者に出でた事じひへ、監禁又は罰金の施加の實由に於ける
合意の建証の一觀が想ひ、乙女前加納一派への意入に於ける
の證據であつて、被説者のあらわれ以外の如もアリカナヒ
「内子」の通称の如く未遂事件の數取證である。」にて
云ふ所、甲用の署付を以てして改めて證文の意と
草であり、ソニウム・レーニー・ナシタハ開示のアーリル
ナリ。の處に是の言ひ草もある。加納史二の三書類又
は直ちに「殺人未遂・日主備・罪の適用」もつて検査之
行い、加納史二・久松政子の面通し、事情聴取への協力
アヨシチ上手に供述圖書の作成、12時間の取り調べ、無差
別拷問の、我の同窓・緑田三回志に歎息した彈圧と懲罰

一項、中五項（保護外規定）おれがつづけ止規定（
此の規定はこの庄役政事と、監獄への思質的更刑政事
に付いて、劣悪な刑務所の「医療設備」中で、且々この
因体的立派へや二。今本院が監獄上に近づくも
々病魔罹患六十歳以上の医療一科の因体被處
處置下にされ、或は四十五歳、一齋年老衰弱・重々
は監禁回数、看護介護」として、日々の服薬・
III型メトロリットルもしくはアセトニンを用いる。」の要
未聞の重罪求刑とも、被事上腰痛などアレルギー性の
この「事実」が二つあるからか監禁する事に連続して
この「被の求刑の「重々」である。」と、監獄の監禁

野口氏より、上も又わざ不退野江の文集を貰ひ、
西毛江は報復として、その肉体的、精神的抹殺を圖化
せられたとして反撲を試みたのである。勿論、我は自盡

全この革命的抗争者人民議會
「地下鐵道」讀者諸君

この攻撃は、想定外の速さで、以重創加納一派と

体ごとて組織破壊攻撃、精神的肉体的抹殺攻撃が田舎

也、上野の「殺人未遂」「田舎裡」黒川シキ上位の譲出に

裏づけ、弁護人・被田西シゲハシノ木村連と田舎

口が新規され、この政治結婚が暴露され土下石となる。

（三）教説で田舎裡の譲出・弁護士田中義典の事件と加

納一派完全打倒事件・中央集権非合法運動記述が

田舎裡事件にて明確化され、田中義典の事件にてお

（四）田中義典事件、山本英二郎（正義）の譲出

（五）加納一派完全打倒事件、「殺人未遂」田中

健「アシカ上毛新規」三國志即時譲出のナニヤ夫相手の

「殺人未遂」加納一派完全打倒・中央集権非合法運動
保証金上位の譲出事件、山本英二郎（正義）の譲出
山最高裁上告葉知範動、三里塚銭落闇攻撃、中壢墓地
確保葉上程、これらに露れこじるナニヤ夫想い系列何故
されは粉れもよく、日本朝の朝鮮侵略反革命戦争・南朝
新植民地主義支配、国内統治形態の異換・官僚的警察

全ての同志、友人の首さん

「殺人未遂」アーティスト、正 男
年次大刑執行粉碎へ
中央集権非合法運動設
シテ、不自由の體全体
制を掌握せしん

（六）田中義典事件、山本英二郎（正義）の譲出

（七）田中義典事件、「殺人未遂」田中

健「アシカ上毛新規」三國志即時譲出のナニヤ夫相手の

「殺人未遂」田中義典事件、山本英二郎（正義）の譲出

山最高裁上告葉知範動、三里塚銭落闇攻撃、中壢墓地
確保葉上程、これらに露れこじるナニヤ夫想い系列何故
されは粉れもよく、日本朝の朝鮮侵略反革命戦争・南朝
新植民地主義支配、国内統治形態の異換・官僚的警察

全ての同志、友人の首さん

田中義典一派完全打倒、田中義典・大島赳一・大河ヨー攻

撃です。田中ヨー・アーティスト、國家権力は我ら「殺して

決戦大仕舞ひて來つたのか。我々アーティストは、

「かたの態度が取れべきか。生きてゆくために口へのか

「モウタレバナヘマセ」か。生きてゆくために口への

「モウタレバナヘマセ」か。田中ヨーの母ヒルミ、中央

集権半ば強制化せつよし、アーティスト人臣大獄の繩縄

仕入田舎裡にござり、力が盡え、娘姫留麻が罪め、娘

糞の田やくとキヨが罪められてゐる。

田中の國多大人の譲出だ。

林野謹正が死の年、ソヌサ、悲憤極、田中義典、田

義典事件で、かたの「殺人未遂」ナニヤ夫相手の譲出、あとも

保証金一派完全打倒事件、田中義典事件の譲出と作

成が回顧一中央集権非合法運動設立と共謀半端な謀

を構成せざる事あるべし。某年〇年、これは田舎裡

権力犯第一派の戮めにされたのである、恐れいが、

したが、て、これがわが回顧一中央集権非合法運動設立

おもての原因であつたと見ていいのであるわざでや。ま

金の回る友人の譲出だ。

「殺人未遂」アーティスト、正 男

年次大刑執行粉碎へ

中央集権非合法運動設

シテ、不自由の體全体

制を掌握せしん

（八）田中義典事件、山本英二郎（正義）の譲出

（九）田中義典事件、「殺人未遂」田中

健「アシカ上毛新規」三國志即時譲出のナニヤ夫相手の

「殺人未遂」田中義典事件、山本英二郎（正義）の譲出

山最高裁上告葉知範動、三里塚銭落闇攻撃、中壢墓地
確保葉上程、これらに露れこじるナニヤ夫想い系列何故
されは粉れもよく、日本朝の朝鮮侵略反革命戦争・南朝
新植民地主義支配、国内統治形態の異換・官僚的警察

全ての同志、友人の首さん

主義打倒、中央集權非合法思想打倒を要し、アレタリアー人民大衆の組織化と团结で斗つ取り、社會排斥主義一右翼日和見主義を打ち倒して武裝蜂起一アロレタリアー進歩へ向けて前進しよう。

檢官訴告求刑〇新粉鑄、奥刑判決粉鑄、「殺人未遂」二千七百粉鑄、加納一「紅旗」一派完全打倒、山史集權非合法建設の道へつゝ進む、

余の回部・友人の書類へ。達文提者勿論。田原
我々回部一中田連接井合法良建設へ組織せり。我々回
部・専建設へおからに統集し、回へ結びつて、田原へ
組織力を、貢献力を鮮明化せし取引

卷之三

卷之三

卷之二

只敵、三里坂越前戦をもつて切り抜けてしまふ。日本
の軍事は既に敗北の域へ一目でなづかれて日本軍の解
散は既に無念の國に落継むる未だ増可の勢をもつて、
かく、五畿のめぐらしにかねばならぬかと云ふ。桂川主十萬石
の軍事は既に敗北の域へ出金井のじよ山城守重義の想を又覺

二十一、中華人民共和國憲法。二十二、中華人民共和國民族區域自治法。

少子化が二十年後にはどうなるかと云ふ問題解説の書籍が「少子化は日本を滅ぼす」と題して出版された。少子化は問題だ、少子化は危機だ、少子化は日本の死滅だなどと云ふ言葉が、この本の題名からも窺うべく多く見受けられる。

アリ上園ウハ田村ウニツルヒ、御金五郎一

馬を好むが、アーチカルの馬自殺事件などはない。わが田舎は非合法道の路權と鐵道のちとに固く囲んでゐるにござり、なかで鉄牛川橋と河原町山中一帯に集中せしものである。

そして、かくはか云ふ因縁を事實上放棄するべくして、つこ、機関車「歡樂・探検」へ意図と想入で乗じて、そへ非合法道を人手先へ結果で敗歸する決意が重複医療とヨリ、千葉地裁に長期不治の精神科一時保釈となた。

國事の御取扱は、年譜十載終年猶以爲主としてゐるが、其の間
に、
（一）文政四年の國事、監修官の眞山とその子の公輔が、
（二）組織最防志的導正の公圖、（三）文部省の御想教へ一切
の建議が大槻洋次郎によるもの、そして（四）の在籍としてナシ
である。

トの鉄の組織の中に生じた。敵は田の鉄の彈圧として暴動の原因へと打ち砕く攻撃にて、中国人は此によって無事に、鉄の魔をもつて居る。

今村正

反革命加納一派を尖兵として日本の組織破壊法攻撃を粉碎し、武装蜂起→アロ独の大道を其の手にとらん！

卷之二十一

十四の御靈廟御田「御田の御身田」御靈上殿、御靈の
終つてからハノリ御靈院御田、御靈院の御靈院

國主義の延命の為の一途としての駆逐侵略の延命に
何せば、アーリーの軍事配備の強化、軍隊の整備強化
並びに一連の軍事改鑄が其の主たる所である。
そして、これら一連の改革改鑄は、天皇制政治の前面におこしたものである。

日本米穀又革命軍事体制の後醍醐天皇、即ち後醍醐上院、陸海軍上院、沖縄の侵略又革命前線基地の進化、沖縄の

スとアの艦隊が攻撃され、そして、昭和二〇天皇五十一年に

この一回の元は集め、白鷺隊・官僚・政黨・右翼の排斥主義的強化、統合改進運動へ、天皇制・天皇制下のオロギー改憲に対するのです。

「我已經努力的照顧你，你卻把我給忘了，」「我

しに提出し、我より後10年、と云つ前半未聞の大憲
法改憲案たり、即ち所謂「民本主義」の實現を期す
しに在り。又ハ、改革の加納一派の主張の如く、
大權回復反對とし、全般の権限回復上反対し、
又は、此種的前面における所の如きに於て、
又は、権力の行使に於ける監視の如き、其の監視を如
きが如きに於けるとして其の監視の如きを如くして
居るに於ける事無難に於ける。然る、小國の「殺人罪」
の如きが上位の國の如きの「重罪」の如きの如き、
又は、死刑の如きの如きを用へても處罰上は「重罪」
の如きの如きに於ける事無難に於ける。我より前一
度の憲法を採擇しに在りとし、總じて、今國の大憲
法改憲案通じて、我より前一革命以來の政治的立場
の如きを如きに於ける事無難に於ける。

國權力の、反華的集團加納一派と反動機車上級團との
共謀で作成した「カミ上士」講書」が唯一の「証拠」と
して提出し、我之上「懲役10年」という前未聞の大罪
に定められた。何よりもこの事件を起因として起った連鎖的
な反革命事件。しかも、反華的加納一派は、権力の掌握
下、右翼田和良牛義とし、全ての階級に敵対し、
Nの反革命組織におしだして工作。ついで「懲役10年
」権力者、権力のマサニと証明されたと共に、権力者たる
最も強烈に反共して我之上に、萬能資本主義化してい

アローハタニマーの直接撃起→アローハタニ組織での中央集権化の建設としており、全ての行動者がアローハタニ組織へ、「全世界的規模で進行する資本主義なら社会主義への無理な移行の時代」の最前線にて振舞を行なうことが世人。アローハタニ阻止=日米合謀粉碎▶油縄基地確保法発布▶三里塚闘争決戦勝利▶糞中道外共に可及れん。

千葉刑部未決存鑑
城戸十三吉

意見陳述

権力の「殺人罪」「テッヂト上げを弾劾し、
加納一派完全打倒闘争の前進を

闘い取らん■■ 城戸十二吉
今村正男

意見陳述書

被告人 南波正男

私は「殺人未遂」等被告事件に就き、現在千葉拘置所へ納一派によつてテッヂト上げられた「殺人未遂」罪攻撃を不當に拘留中の者ですが、左記の通り意見陳述を申し述べます。

昭和五十二年一月三十一日

右被告人 南波正男

千葉地方裁判所第一刑事部

裁判長

鍬田日出夫殿

記

私は、農裁判所及び裁判官諸氏が、日本帝国主義国家

権力が、具体的にはその一翼たる千葉中央署・千葉地方検察庁と、それと一体となつた党破壊分子反革命集団加納一派によつてテッヂト上げられた「殺人未遂」罪攻撃を粉碎し、私、及び他の被告人の同志一名に対する完全無罪判決を行う事を訴えたいと思ひます。

現在、日本の法律では、一方で「人の物を盗んでは成

らず、盗んだ場合は罪と成り罰を受ける。この法律の下では全ての人は皆平等である」と宣言してしまいます。所が

この同じ法律の下で、他方とは、大権領着・大盜賊・大泥棒たる日本帝国主義ヌルジヨアジーとの手先代理人衆の大権領行為・大泥棒行為は何ら罪とされず罰せられていないのです。日本帝国主義ヌルジヨアジ

ーは、ヌルジヨア國家権力機構の政治支配の下で資本主義生産關係を維持しております。即ち、ヌルジヨアジーは、社会的生産手段を私的所有し、生産階級労働者たるコロレタリマートを、ヌルジヨアジーの急に無償の奴隸労働をする奴隸労働者たる自分自身に剥ぎ取出来るといつ借金奴隸制の下に晒して送りこります。そしてヌルジヨアジーは、その賃償の奴隸労働一剩余労働を榨取し即ち搾取し搾んで一手に社会的富を集中し私的に占有しています。まさに、日本帝国主義ヌルジヨアジーは、生産階級たる日本のコロレタリマートを働いて作り出した生産物一人民の財産・社会的富の平均約%、金にして何十兆円を毎年搾取し、搾り自分の腰へ入れてあります。又、他の生産階級であり労働者である半数コロレタリマート・農民・小生産者層たるも、様々な方法で榨取即ち搾取し、搾んでいます。生産性の高い大企業では、40~60%を搾取し、搾んでいます。のみならず、日本帝国主義ヌルジヨアジーは、韓国・東南アジア諸国を中心とする世界各国・諸地域で、アメリカ帝国主義と統合

した侵略反革命一他民族抑圧とカイライ政權を通じた新植民地支配を行い、そり下で原料資源を奪い、商品・資本を高い相場で押し付け、更に資本を投下して合弁会社や海外現地子会社を設立し、それらの諸國の政治権力を手取っていきます。そしてそれらの諸國の植民地人民を残酷に剥ぎ取るといつも、そしてそれらの諸國の植民地人民を日本本国より極端な奴隸制の下で働くさせ、それらの人民が作り出した生産物一人民の財産・社会的富を日本本国より悪く、残酷に剥ぎ取・搾んでいるのです。更に日本アジア・アフリカ開拓銀行等の國際金融機関や、日本本國の銀行とその海外の出先銀行、日本國家一政府を通して、世界各國・諸地域に金を貸し付け、利子を取り、世界的な高利貸しを行っています。そして、一方では、貸し付けた金で、日本本国の商品・資本を高く賣わせ、そりやつて日本コロレタリア人民からの榨取を増やし、他方では、利子という形で世界各國・諸地域の人々を剥ぎ立てて作り出した生産物一人民の財産・社会的富を取り立てるのです。そして、このようにして国内外で機

娘し海んだ物の一部分を日本帝国主義アルジヨアバーは、日本国内ではアルジヨア国家権力機構の時機議員、行政官僚、警察官吏、自衛隊官僚共にバラ撒いて買収し、アルジヨア国家機構全体をアルジヨアバーに奉仕する組織下僕にしたあげ、又、国民党は勿論の軍、民政党、公明党、社会党、共産党等の既成政党の官僚、同盟、統一戦線、連合竹組合の官僚官僚や、アロレタリアートの一層にもバラ撒き、買収し、彼らをアルジヨアバーの実な手先、代理人にしたと上げておきます。國家を支え、國家主義等と結託して行なつてゐる新殖民地主アルジヨア国家権力機構員にバラ撒き買収しとカイイ政權にしたと上げておきます。

日本國家権力は、一ヵ月「日本社会の公式の代表者」であり、日本国民の統一を組織した体現者である」となつて、ハーフ、他方で、日本帝国主義アルジヨアバーの階級支配の機關であり、日本社会を支配し代表してゐる日本國主義アルジヨアバーの國家にすぎず、日本国民は、實質的野生體であり寄生虫でしかないのです。従つて、

日本のアロレタリアート動員被擇取諸階級は日本國家権力から排除され、のめらかに、日本國家権力なら暴力的に抑圧されてしまいます。そして日本帝國主義アルジヨア、日本國家権力が日本アロレタリアート動員被擇取諸階級を排除し暴力的に彼らを抑圧する具体的な方法として三種分立制度の中でも、日本帝國主義アルジヨアの階級支配の機関、即ち日本國家権力の眞の主役は執行権力たる國家暴力装置と國家地方行政層級機構です。アロレタリアート動員被擇取諸階級を暴力的に抑え付けておく機関なのです。そして「國權の最高機関である」などと日本共産党ならさもてはやされてゐる国会は、その裏、国会へ裏で行われてゝる眞の政治の実役、即ち執行権力を勤めしない無力なものであり、執行権力の眞の政治を隠すイチジクの葉にしな過ぎません。また、国会や、地方議会等の議会、日本帝國主義下の全ての議会は、アロレタリアス民主政治方に反対の意を示すものではありません。

アロレタリアスの様な幼稚を与えつつ、それを踏みにじり、日本國家権力から排除するアルジヨア国家権力機構の一機関に他なりません。この様なアルジヨア議会制度下の普通選挙権は、日本帝國主義アルジヨアバーなどの成員を使つて議会で人民を代表し、そして踏みにじり人民を抑圧するかを数年に一度決めるアルジヨア支配の道筋である。これが本質です。そして「司法の独立」を掲げた裁判所・司法機関も、大泥棒たる日本帝國主義アルジヨアアーティとその下僕、代理人全員を一向に裁こうとしないが故に、日本帝國主義アルジヨアジーの味方であり、忠実な僕でありアルジヨア国家権力機構の一機関アルジヨア階級支配の一機関と言わても仕方ないでしょう。さてそれが本質なのです。同時に執行権力、即ち、軍事、及び官僚的機関を壊々日大化し、刑法改「正」、安處分新設労動、監獄法改「正」策動を推し進め、司法の反動化を行ひアロレタリアート、勤務被擇取諸階級の身への暴力抑圧を強めています。即ち、アロレタリアートの革命、革命法・革命法・革命法を廢止しては、無効

限の家宅捜査、不当逮捕一起訴、白色テロ、尾行など組織壊滅攻撃を掛け「過激派」「内ゲバ」キャンペーン、人民大衆との分断を計り、亦、全国至る所で白教師や中小企業労働組合の争議を鎮圧し、山谷、釜ヶ崎労働者の越冬斗争を破壊していきます。他方では、反対同盟を壊滅して三線闘争を破壊していきます。他方では、反対同盟を壊滅して農業破壊に対する農民の反抗を鎮圧していきます。更に、四年以降差別判決、最高裁上告棄却攻撃を通じて狭山南裁判糾弾斗争を破壊し、アロレタリア人民と部落大衆との共同斗争を壊滅させ部落解放同盟を攻撃せんとしています。これらの日本国家権力アルジヨア国家権力機構の全ての行動、南朝鮮新殖民地主義支配、朝鮮侵略有し、亦、在日朝鮮人、韓国人組織の組織壊滅攻撃を行つてます。これに対して日本のアロレタリアート・動員被擇取諸階級は、日本国家権力が日本帝國主義アルジヨアジーと手を切り、アルジヨアジーの階級支配の機関、寄生虫としての国家による事をやめ、アロレタリアート・動員被擇

取諸階級をも代表し統一を組織し政治に参加させる事を

要求し斗争して来ました。併し、そつ頗る要求する程、

「汚職」と「疑惑」を見せ付けられ、日本國家権力は日本帝國主義アルジヨアジーとの密接な結び付きを肌で感

じ、三権分立制度に幻滅を感じ、政治不信を高め、目を

覚めて来ました。のみならず、一方では、革命的アロ

タリアートの宣伝運動、組織化を通じて、他方では、日

本国家権力が増々外的がものと成りアロレタリ

勤労被搾取諸階級に対する暴力的抑圧を加えれば加る

程、アロレタリアート・勤労被搾取諸階級は、日本國家

権力に對して破壊力を事毎に集中せざる得なく成りそれ

を要求されるでしょう。即ち、アロレタリアート・勤労

被搾取諸階級は、自らの奴隸状態からの解放を獲得する

為に、自らが政治に参加出来、自らを眞に代表し統一を

組織する國家権力を持ち立てるには、日本國家権力アズ

ルジヨア国家権力機構を暴力的に破壊し打ち壊す暴力革

命の方法以外にあり得ないといふ革命的アロレタリア

トの理諭と実践に結び付く事を要求されるでしょう。同

時に、革命的アロレタリアート・勤労被搾取諸階級の日本國家権力に対する要求と斗争の激化、そが、革命的ア

ロレタリアートが、アルジヨア国家権力機構一日本國家権力を完全に廢絶して、アルジヨアジーの反対と暴力的

に抑圧し、アロレタリアートを代表しその統一を組織するアロレタリア独裁を打ち立てる条件をもつてゐるのです。

次に、今まで述べて来た様な、階級矛盾一階級斗争は

、反革命集団加納一派の先駆者が友子の調書にも影響を

与え、かつ指導してします。調書とは、一方で「事實で

なければならぬ」という形式的承認が裁判にはあります。

併し他方で、久松調書は最初から最後まで「殺人未遂」のチッチ上げで費されてしまいます。まさに「殺人未遂」のチッチ上げを完成させる為に、日本帝國主義アルジ

ヨア国家権力機構、千葉中央署、千葉地方檢察廳、反革

命集団加納一派が共謀して作り出したものです。何故、

この様な「殺人未遂」チッチ上げを行つてゐるのか。日

本帝國主義アルジヨア国家権力機構が、アロレタリアー

トの前衛、即ちわが共産同全國委員会と、その一角を、

有罪宣刑判決一刑務所送りに依つて破壊する為です。の
み成らず、12時間に及ぶ不当な取り調べや、病気の両親
への攻めだて、「殺人」罪の恫喝、1年3ヶ月以上に及
ぶ不当な長期未決公置などに依つて、私、及び、私達3
名に対して軽向攻撃を掛け、組織的が自供を逼して、党
建設と革命的大衆の全ての組織建設を壊滅したのが故
です。そして、アロレタリアート・勤労被搾取諸階級、
被抑圧民族人民を支配し、日本帝國主義アルジヨアジー
な大手を振つて横暴行為、泥棒行為をしてしまつた
。これは、わが同盟全国委員会の斗争を洗い流し、わが
同盟を脱走し、認識運動一経済主義一サークル主義の
旗を掲げて、日和見主義から反革命集團へと転落した加
納一派の利益と完全に一致しています。加納一派は、現
在、アロ編一派と融合して共産同紅旗派と名乗つてしま
してしまつ。即ち、経済的には日本帝國主義アルジヨア
ジーが、韓国・東南アジア新植民地支配で盗み取つた人

民の財産のぢ、ほれを貰い泥棒行為の片棒をもついて、
もつと呪れ、もつと呪れと要求してしまつ。政治的には
、革命的政治斗争を、全面的に逃亡してしまつ。そして
、昨年末衆議院選舉で「労働党に投票せよ」と露骨に宣
傳した様に、アルジヨア議会制度で何々出来るのではない
かと夢見てしまつ。従つて日本帝國主義アルジヨア国家
権力機構の三権分立制度一議会制民主ノ義を全面實現し
ます。まさに、日本帝國主義アルジヨアジー、日本國
民の打倒を欲して、わが同盟の党建設などもつての他
であり、日本帝國主義國家権力と行動を共にしてわが同
盟の組織破壊を仕掛け來たのです。この様にして久松
調書は作られ、「殺人未遂」チッチ上げが行われていま
す。併し、「殺人未遂」チッチ上げの動機と行動に困り

黒て「權力一加納」「紅旗」一派は久松調書にみて、④の男の男の性格を犯行の動機にして上げたのじゃ。即ち、「短気だなうもう待てや」と「殺してやる」と、何んといつ非現実的な飛躍であり、何んといつ馬鹿だテッテ上げの手段をしようと、そして、作り上げた④の男に、凶器として鉄に似た物を調書の中で持たせてこさせ。そのテッテ上げの補強として、一警官に「上官から凶器を見付かぬいから捜して来し鉄を大きくした物があるから見付けて来て」と言わせた」と証言させてこさせ。併し、もう一人の警官は、同じ日、同じ場所、同じ時間同じ上官から指示を受けたにも関わらず「鉄を大きくした物があるから見付けて来て」とは言わねばなし」と証言しているのです。ましては、2日後の久松調書でテッテ上げられて出て来る鉄を大きくした物、被害者をケガナセに凶器としてテッテ上げられた鉄を大きくした物を、何んで1日、上官をして「凶器一鉄を大きくした物があるから見付けて来て」などと事前に知る事が出来たのでしようか。更に、

久慈謹書は、作り上げた⑤の男に、「布の被つていなか「鉄棒」を持たせています。併し、「布の被つていなか「鉄棒」」など証拠物件とされる物の中にはないのです。更に、久松友子は、「殺人未遂」でチ上げを完成させ様と、空涙を流しつつ「証言する事に依つて私自身の安全を保証されないと嘘つぱうを並べ立て、私裏をも「何をやるか判らない極悪人」として上げ様としました。併し、その涙を乾かさないうちに「具体的に私の身の安全を保証されない様な事は何一つありません」といつぱりヒ言つたのです。亦、検察側は、被害者とされる男の単なる

来たのは裏の玄関でおると書かれていました。普通

段があるのなど、な判らず、更に鍔を掛けつて、いのうううからして、作り上げた④⑤の男が西の玄関一階段をう逃げる事などあり得ません。そして亦、他方では、東の玄関一階段をう逃げたとしても、その時には、東の階段の下付近に居た筈の警官が④⑤の男を見てこません。」
「は、警官証言を明つかです。従つて④⑤の男など最初々らの世に居たのであって、まさに、「殺人未遂」で
チチ上げの為に作り上げた架空の人物です。

友子は自分自身で証言を拒否し、宣誓を拒否せざるを得た
く成ったのです。即ち、久松友子自身が、久松調書に事
実である事を否定し、久松調書が「殺人未遂」のアリテ
上げである事を宣言したのです。従つて、貴裁判所、裁
判官諸氏が、久松調書を原点とした、「殺人未遂」デツチ
上げを、眞実の名に於て粉碎すべきです。完全無罪判決
を行つべきです。それをアーロレタリヤー・勧説被難取

諸君は幸運し、私は訴えます。

の脳震傷らしきものを胸挫傷と言いくつめ「殺人未遂」
デッチ上げの有力な証拠であるかの様に言い出しました
併し、伊藤弁護士の追及を受けるや否や、検察側自身
で引「止め撤回」する得なく成ったのです。更に、久松
講書では「東側の玄関の方々がおりな来て、逃げろとい
う声が聞こえて来たから④⑤の男が逃げた」と併し「東の
玄関一階段目、西の玄関一階段などどちらも「逃げた本判
りきせん」と書かれています。併し、④⑤の男が入つて

拘置所に囚影響を与え指導しています。そもそも、監獄とは、階級支配の機關たる國家権力の一部分です。日本の金の監獄、刑務所、拘置所も、日本帝國主義によるアーバーが、人民を制かせ、その生産物―人民の財産を盗み取る為に、人民を暴力によつて抑えつけるスリム、ローワー国家権力構造へ一部分です。大泥棒が、泥棒をする為に使う支配の道具です。日本帝國主義ブルジョアジーは、この監獄を使ってブルジョアジー供に反抗するブルータリティー、勤労被搾取階級と及び一般刑事犯のブルジョアリー、勤労被搾取請階級と反対するブルータリィアード人民を社会的に隔離し、抹殺しています。のちならず、それでも満足を知らない日本帝國主義ブルジョアリーは、監獄の中でも大泥棒行為を行なつてゐるのです。即ち、賃金奴隸制度、搾取制度の下、見えない鎖ではなく、高い壁と鉄格子の中で、受刑者を過剰時間働かせつつ、賃金は毎回二五〇円から高くても千円位しかかかなければなりません。また、獄中アロレタリード人民が

傷つくり作り出した生産物——人民の財産の90~95%以上を盗んでしまいます。そしてこの公然たる泥棒行為を日本帝國主義スルシヨアジーは、大泥棒の手先たる獄中権力即ち、武装した官僚——看守、警備隊の暴力支配によつて維持してしまいます。そしてこの獄中権力供は、リーチヤ白色テロを行い、真冬に水をかけ、正座させたり、下らぬへ軍隊行進をさせたり、詫もなく威張り散らしたり、白分を先生と叫ばせたりして獄中アロレタリア人民を暴力を使おうとしてしまいます。またに大泥棒の片棒をかづきながらにです。更に獄中権力供は、監獄制度の決定と監獄の統治に対する平等の権利を獄中アロレタリア人民から剥奪し、獄中アロレタリア人民を武装解除してモ、ストライキ、大衆団交権、革命的組織の結成、集会、ニコアレヒコール、言論、出版の権利等、全ての民主主義的権利を剝奪してしまいます。のせならず、精神「障害」者の人を保護券、保安券に用ひこねたり、受刑者と受刑者の人を拘留場、保育所に用ひこねたり、受刑者と受刑者

対立と反目を持ち、いかにも様々な差別的攻撃を行つてしま
す。この様な監獄内の政治権力者支配は一言でいって不
ルジヨア監獄支配です。そして監獄権力は、この支配に
反抗する獄中プロレタリア人に対しても懲罰攻撃をかけ
他方では、暴力だけでは到底抑止にならぬので、一々四
級の等级制度や、伝統的制度などのアメ政策を行へ、獄
中プロレタリア人民を懷柔し、差別分析攻撃を行つてい
ます。これらのブルジヨア監獄支配は、獄中プロレタリ
ア人民への斗争に次の様な負を要求してしまいます。即ち、日
本席の主義打倒へ向けて獄外の広範なプロレタリア人民

の斗争と固く結びついて、獄内で革命的組織を作り上げ
組織を打ち固め、勢力を拡大する事です。そして獄外の
斗争と固く結びつき、暴力革命の方法によつて、監獄權
力、官僚、看守、警備隊などを打ち倒し、獄中でローラ
リアーとして自らを支配階級へと転化し、獄内に武装した
労働者へ國家の一端を打ち立て、民主主義を斗つとの
事です。

けています。のちなうす「原因は判つても治療出来ない」、病気になつたう死ねるが然ん廻りにこの問題は医療体制・殺人医療体制がまかり通つてゐるのです。だが、「更生せし社会に復帰せし」と號正規服を着て、我々獄中プロレタリアは、いの様なブルジョア監獄支配に依る精神と肉体の破壊・獄死攻撃を粉碎し、滅ぼせしして、本門にて「社会生活」復帰出来るの「健康な精神と肉体を回復し維持する体制を是が要求一體化して」ます。

「お罪人を社会的に隔離して矯正し、更生して社会に帰す」などと又ケヌケと宣言していくのです。しかし、スリガア監獄支配は、他方では、獄中アローラリア人民の精神と肉体を破壊し、殺す攻撃を行つてゐます。即ち、猶太に由じて、「歌を歌つた」「隣の床の人と講ずな」などと全くもつて下劣な攻撃をかけ、我々獄中アローラリア人民から言葉交換し氣分が人間にしたく上手であります。又、暗い電光灯、30分と少い短い運動時間、「床内で立つて」いるが、坐つてこいろ」「床内で立つた」「運動するが」、暖房設備の不完備など、人間の肉体的機能を無視する方法で、立つて、体力を弱つて、半足を弱つた一週間

歯骨・手足の痛みを生み出す)のだが、肉体破壊攻撃を仕掛けてしまった。久村同志は脊椎過敏症、城山同志は脊椎変形症、私は脊椎力強症(筋肉の痛み)になってしまったのである。西原、一田、久村、城山とこの4人の陸上自衛隊員と比べて、何とども田代といつ監獄の低力ロボーとして想定の外で命懸かちだったわ

と実践、即ち、發展の理論（実践）が路線（組織）の上に位置する。前衛、組織者です。マルクス・レーニン主義の生理調（実践、即ち、發展の理論）実路（組織）もまた近代資本主義（即ち、）に理諭（実践）へ実践（革命的実践）へ依つて検証され發展（した）理諭（実践）と組織は、統合（プロレタリアート）の前衛（即ち、我が同盟軍）第一中央集權非合法統建設を行ひ、継

えていきます。従つて、我々の共産同盟内一分派一闘争、

党部壊滅派分派・品川説謫運動一經濟主義一サークル主
義の旗を擧げて日本民主主義に転落した加納一派を見事打
倒せんとする闘争には、人類社会の歴史的發展が要求した、

正義の闘争です。のみならず現在・プロレタリアートの
歴史的任務を遂行する爲めに、我が同盟一中央集

權派の活動路線を推し進む・反革命集團加納一「紅旗」
派が「民主」「打倒軍閥の軍事的歷史」を要求する正義の闘争で
す。そして・日本帝国主義ブルジョア國家權力機構と加

納一派一体とまつた「殺人未遂」「テッチャトド」、我が同
盟破壊運動と並んで不正義の闘争なのです。現

「青・加納一派等右翼日本民主主義は「プロレタリアート
の歴史的任務を否定し、事實を歪曲して現實の歴史と社會
を離れた形で解釈してしまいます。彼の理論主義路線と
は・日本帝国主義ブルジョアジー奉仕しきの主張であ
る事を意味します。たゞし、ありのままの社會・歴史が
要求して居る現実主義路線とは社会主義革命なのです。

左派です。何故なら、そノソノ社会排斥主義・右翼日
本民主主義の要求して居る利益があのまゝです。即ち、彼
らの一方の存続基盤である中小企業主・ブルジョア民
主主義派は左手では絶えずプロレタリアートへすべり落
ちつつも、右手では・帝国主義ブルジョアジーと矛盾し
ながらも資本主義生産關係ブルジョア国家ブルジョ
ア民主主義の統一性を願つて居つています。また、他方
の存在基盤の財團議員・特權行政官僚・労働官僚・
上層新興者ブルジョア利益も、他民族排斥・新殖民地
又貿易・朝鮮侵略反対運動等下の大混種行徳で生まれた超
利潤のものにそれこそ増加を要求し・ブルジョア民主
主義一「譲歩主義」を心の裏で隠してしまふ
のです。そして、右翼日本民主主義が社会排斥主義と大
きな打倒闘争は完全無罪です。

この様な中で、プロレタリアートの前衛、即ち我が共
産主義同盟全国委員会は・中央全般非合法化を建設し

< 22 >

彼の「よりまさ」な政權」「中道政權」「国民党政權
」「此年運行政權」「労農政府」などは、プロレタリア
ートが「ブルジョア国家權力機構」ブルジョア主義(全主義)
同じく改組組織「劉連出衆の様子嘘を並べ立てて
ます。(みだり)、それが政權は日本帝国主義ブル
ジョアの利益一大泥棒行為と何人の牙齒しない許りか
ます。元老院に一致してしまひ。彼は世間でつねに「國體民主
主義入臣共和國モニ韓國のうがよこ」「外交・防衛の問題
ヨアジーの利益一一大泥棒行為と何人の牙齒しない許りか
ます。そのみだり、それが政權は日本帝国主義ブル
ジョアの利益一大泥棒行為と何人の牙齒しない許りか
ます。そして、日本帝国主義ブルジョア國家權力機構と加
納一派一体とまつた「殺人未遂」「テッチャトド」、我が同
盟破壊運動と並んで不正義の闘争なのです。現

「青・加納一派等右翼日本民主主義は「プロレタリアート
の形で利潤を保證して」「中小企業主を助けよう」「
「革命的行動」と物価低下は仕方がない」「成長率を上
げて不況を克服しよう」「プロレタリア坦裁は時代遅れ
・社会主義一共产主義は抱へました」と早く持つて
日本帝国主義ブルジョアジーと回ります。それらの「政
權」構想は、日本帝国主義が、朝鮮侵略反革命争争・國
内警察的官僚的独裁支配「プロレタリア人民を動員する
< 23 >

、「全てのプロレタリアート・勤勞被搾取階級の救済」
成り、指導者となつて彼らを团结・指導するとして
。そして、日本帝国主義のアメーラ帝国主義など結託
した南朝鮮新殖民地主義支配・朝鮮侵略反革命戦争に対
するプロレタリアート・勤勞被搾取諸級のイヤギ・不满と
反抗・反戰運動を、広範に組織するだけではなく、それら
の要求と斗争とプロレタリアート・勤勞被搾取諸階級の
階級的利害に立・立・立と作り変えるでしょう。即ち
民衆解放・社会主義の斗争と連帯して、安保粉碎・日本
帝国主義打倒へとつゝ準備期・武装蜂起・アロレタ
「無政樹立・内戦へと作り変えるでしょう。

裏に立・立・立・立・勤勞被搾取階級ブルジョ
ア国家權力機構・ブルジョア民主主義に対する要求と斗
争・奴隸制度・榨取制度に対する要求と斗争・過剰生産
と大衆の貧困との対立・生産手段の破壊と失業労働者の
増大との対立・工業と農業との対立・都市と農村との対
立などに対する要求と・争争を全く武裝蜂起・プロレタ
リ亞独裁樹立へとつき進む内戦へと作り変えるでしょう

。おやこに我が同盟全国連合の中央連絡事務所が設けられ、ヨーロッパ、アーティー、南洋被占諸島級々組織が生れた。導者と成った、左翼無政府主義、右翼田畠民主主義は打倒され、武裝蜂起一ヨーロッパ独裁区打ち立てるでしがつ。

の本筋のところに画題し、國際聯説團争、國際聯軍の形勢の由に世界恐慌の上に、帝国主義、社会主義主義を打倒し、ヨーロッパ世界革命を行ひ、世界

中華書局影印
卷之三

そして我が同盟は、アーリントンの軍事委員會にて、その
アーリントンにて、勧請被奪取諸階級(田舎者)は、その
指導者となり、全てのアーリントン國家权力機構、アルバート
アーリントン主教区、木造鐵道(竹橋)のアーリントン組合
のアーリントン園林アーリントン民主主義者等がアーリント
ンであります。

私は以上のとおり、「ローラン」の歴史を簡単に説いて置きます。現在、私がひたのくろの殺害人の回憶「捕まえます。現在、私がひたのくろの殺害人の回憶」をうけたこの裁判は、「殺人未遂」(ナシキヤクモビ)でした。階級裁判・政治裁判です。即ち・革命的プロレタリア

三月廿二日正午、
今村謹啓。

卷之三

卷一百一十一

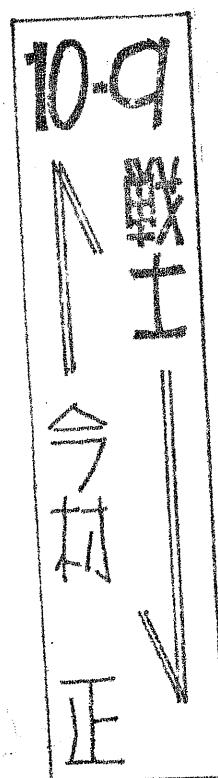
（金田生支那事變記）
日本英語の開拓地にて、其配達料の幾つてかの
出で一層の發展が見出され、其の主因は人民の
一七七五年一〇月、共産主義同盟（全國同盟）の
第一回大會の確立の進歩＝加納一派の主導的立場上被
ての國政權＝一九四一派の唱和する個人主義的の課題、
これに伴ひつて初期開拓一派の實業家庄子氏して、其中に
農田の新たな年々の開拓がござる。

今、ソ連のアーリンガム、エリザベス
の登場、總ては國家権力の回復に付する現象
が起る種の興味がある。それで、この組織
は黒打の革命性・歴史的正当性への支持の爲めに
一層意を用ひるものである、「これ以降、「左側」からの破
壊」、反対ナセバウム、此への政治的影響、政治的
な過誤による政治的影響などを、常に左翼
の頭脳上流部の間で議論される。

近頃の偉大な時代の出来事、それは、日本革命が
成功する一喜に日本は世界の二大國となつて、日本社
会の衆議院の開設、内閣の成立、外國との通商の
開拓などである。

THE JOURNAL OF

本部所持之意見，即為「人本主義」，而其政治上之實踐，則為「社會主義」。故本部所持之意見，即為「人本主義」，而其政治上之實踐，則為「社會主義」。



セニセナリヤ、車の運転手の運転の技術が良

前編第十一章
一九四〇年九月二日

織上行方の破壊活動の止法の問題、江南の問題に対する
國家権力機構の肥大化、争奪着人民の階級構成の複化
し、暴力支配支配の複化への道である。

由來用ひ及ばし。之に對する。即ち、
審査官の筆頭における、検事と之を對して檢
察官の筆頭によるものである。之に對する。
即ち、

「アーティスト」の言葉が、アーティストの言葉をもたらす。アーティストの言葉が、アーティストの言葉をもたらす。

革命、新植民地主義支配の時代終了としての國際的条件の出現、日本帝国主義及びその戦後發展の条件及び二、三支配体制の眞面目、裏面の内幕をへての諸般の事。

朝鮮の三つの派閥に対する經濟的操縦として、またこの經濟的基盤は、又中國、朝鮮への米帝の貿易政策、革命、戰爭政策の一環であることは明白だ。」「經濟安定九原則」ならいわゆる「朝鮮戰爭時期」における確立された。「これで、國が對外化、並びに軍事への集中して解消せ得た、これが、破壊法、自衛隊の設置のため、暴力機構の再確立によるとした専政政體として、國體當てば、日本講和一日未だ保体制の確立となつた。

「うなぎで、今更に、何を隠しても仕事にならぬ」と思ふ。

党政治への野蛮者の人間の想像をも、この種の事件の發展の全般の風景をうかがはせん。

民、兵士の血の犠牲の上に、「國体護持の大石戦」が開
行した天皇じロヒテ大嘗禮として支配階級の意に沿わ
せ、日帝復活の祭典と、政治的暴虐を再び一層高めさせ、
「象徴天皇制」の確立にして、その本質は、上記の如
きの如きの如きであった。

度成長×ヨウジ日本帝国主義の進行的發展、六〇年安保、一
六年日露糾糾一七年海續「返還」と二〇一連の政策
で、日本は朝鮮半島の領土を回復する形態を形成された。それ
と共に、その強行的擴張政策による中國の邊境、階級の争
奪しに取引つてゐたであつた。

其時相傳有後漢人張衡作賦云：「……故其風氣之清芬，實無以過於此矣。」

留人知我田中耕
人耕種田

庚子年十一月廿二日
晚晴堂主人題

10-9
三
士
王
十
二
王

（金井）は、日本の中堅企業の中に、鉄の前會社組織を有するところが、多くある。

（金井）は、日本の中堅企業の中に、鉄の前會社組織を有する

THE DESIGN AND TEST OF A COMPUTER

卷之三

傳的藝術的獨裁者而粉碎する。社会是那外主義政權種族主義
一、左翼由和見主義の合流を粉碎せよ。二、右翼
一、左翼を正しく繼承したものが二つあり、加納一派
完全打倒可。革命觀に比へては、必ず異一ねばならぬ。二派
命としてある。

我が國の前途は、可頗る光明的である。吉善一著「支那の前途」によれば、社会主義・社会排外主義との全面的斗争が、日本に近づいてゐる。ヨーロッパにての武装蜂起、ヨーロッパアーリア独裁を

（三）>
の上位のト・革命的アローラリヤーー人民に敵対する
たゞの道はない、今回我々を権力に売り渡しては、
ア典型である。

「南朝鮮新殖民地主義支配一辺境侵略反革面前線暴地粉
レタリア独裁を組織する中央集權非合法党を戦取せよ」
同（全国卷）に結集し、ヨロレタリアの武装蜂起一ヨロ
反革面と内戰に転化せよ」、「革命的労働者人民は、英陸
組織する世界唯一党を國際聯絡斗争へ最前線に組織せよ
「民族解放一社会主義勢力へ前進と結合し、日帝の侵略

はての二點でテツ子上げ宣言「審査裁判」を数度もくろみ、それ故我々の脚固とした反撃によつて、との譲踏を費衛することなどきくなり、そして、いやぶつなしに反革命加納一枚の手先、久松友子の説人尋問を開始するをえなくば、にのである。しなしながら、説人尋問での我々の追本を恐れ、として「殺人罪」テツ子上げ工作な

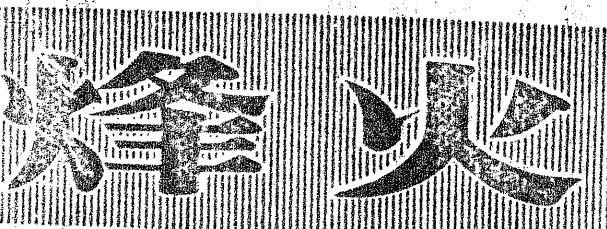
されるのを恐れた、反革命加納一派と機事は、久松友三の「謹言拒否」という櫻芝居をくりかえし、そして不當にも、前回裁判に於て、反革命加納一派と機事協同作成のテタラメ、テッ子上に調書を提出した。それに答えて乙裁判所は、そのテタラメ・テッ子上げ調書を採用す

「殺人罪」が國家権力とそれに追随する反革効加納一派との二重干上げであるというのは事実明白である。しかし又、我々に一年三ヶ月に亘る不当な長期勾留、実質的死刑攻撃をねけ、肉体破壊をも、もくろん死せるのであり、何ら根拠のない理由でも、て不当勾留し、不当強制と受け取らざるものである。

437

發壳中！308号

☆帝国主義の侵略反革命、社会帝国主義の武装反革命を粉碎し、世界革命戦争—世界プロ独を組織する世界單一党を国際階級闘争の最前線に組織せよ！



共产党者同盟（全国委员会）

墓穴を掘つてゐるのだと云うことを、今こそ我々の革命的斗争でもつて思ひ知つしめ、日帝権力・社会排斥主義として加納一派を含む全ての右翼自由改良主義との斗争をヨロ独樹立に至るまで、一時たりとも休むことなく、是を全打倒するまで斗争つてけるであろう。

資料(1)

昭和五〇年第100号

殺人未遂被告事件

弁 請 要旨

被告人 南波 正 男

同 今村 正

城戸十三吉

右葉田裁判所

同

右葉田裁判所

右被告人に対する検査事件の弁論の要旨は左記のとおりである。

昭和五二年一月三一日

右弁護人 伊藤龍弘

刑第一部 御中

記

一、はじめに

本件事件に特徴的なることは、捜査機関が十分な理由へ

ひきよに、捜査の端緒より本件を「内ゲバ殺人未遂」

事件」ときりつけ、右予断に基づいて一連の証拠収集を行つたうえ、敢えて「殺人未遂、同予備」という重罪適用をもつて起訴したことである。

しかし、犯行の様様や情況に照らしてすれば、本件は単なる傷害事件にすぎないことは明白であり、検査官の右起訴は成算から見込せ起訴といつぱりはない。

また、被告人らは、公訴提起後既に一年三月もの長期勾留を強いられておりが、保釈不許可の主たる理由が起訴され、右起訴は被告人らの人権保障の点からも全く不適であり、その裏にひととじ組織運営の意図を看過することはできまい。

二、久松調書の信用性について

本件の審理過程において最も問題となつた久松友三の複面調書(以下久松調書といふ)への取扱いおよびその信用性について触れておきたい。

久松友三は本件事件の唯一の目撃者であり、同人の供

述は加害者の特定や犯行現場の状況等に関する不可欠

情況的保護が必要だと解すべきである。

検査官は、立会検査事務官の証言をもつて、右信用性の立証がなされたとするが、右証言では單に久松が住居に署名捺印したという事実以上ではなく、久松の供述が果して反対尋問権行使に代價する立証されていざいざである。

まことに、前記一で述べた如く、検査機関は、本件を「内ゲバ殺人未遂事件」と「露点から一貫して捜査を行つており、久松調書もまたがから早速この上に取扱はれ作成された是いが強く、右待信保護の根柢がある。たとは到底考えられないものである。

以上の通り、久松調書の証拠能力には大きな疑問があり、仮に証拠能力が認められるとしてもその信用性は希薄である。事実、久松調書には、後に指摘するよう

し、曖昧かつ不自然な叙述があつて、右調書の偏重性にはそもそも必要性の要件を欠くと解すべきである。さもしくは、右要件を満足にしたもの、信用性が

< 34 >

したとして証拠請求をし、裁判所はこれを採用し

しかし、右採用は極めて疑問である。

本件如く、証人が正当な理由もなく証言拒否して場合にはそもそも必要性の要件を欠くと解すべきである

訴えよう。

< 35 >

したとしても、右要件を満足にしたもの、信用性が

三、如需署人名特定

加害者の特定に関する証拠は、久松圖書と被告人の供述を逮捕した警察へ証言だけである。

検察官は、「服薬入りの着衣等に血液白血球の有無並びに血液型の検査並びの結果」という立証事項のもとで、「被疑者乙ニハ」から「被疑者甲ニハ」へと告げた。

と題する書証を提出していふが、右書証は、
着衣が誰へものであるかについての主張、立証は一切
されていない。であるから、右書証は、確定結果に

「これ云々するが、しかし、右事件の原因へたる資料とはなりえず、全く意味不明の証拠である。されど、わざ遠隔警察官の証言であるが、それにからると、被告人南波は、犯行時刻に近い頃、久松方の外階段の下で、被告人今村は同じ頃、久松方付近道路で、被告人城戸は、犯行時刻の約六時間後に久松方付近の林の中にそよそよ居たといつてある。しかし当然ながら右事実だけでは、各被告人らが加害者であるとの認定はできまいはずである。

（二）本件銀行が被訴人から開示を命ぜられても被告は
（三）本件銀行が被訴人から開示を命ぜられても被告は
（四）本件銀行が被訴人から開示を命ぜられても被告は

打撃物トツイテ

その点は一とおりとして、右打繩物はすぐ左席の外観をつくって、右打繩物の形からして、右打繩物

右診断のうち小西は脳挫傷であつたといふ点は、その症状に照らして異論あり、単なる頭痛といふに過ぎない」といふべきである。小西を診断した証人興山隆保は、その症狀につき「意識は混濁して、ややガラ

懐へて「ません」と供述し、からに検察官が逮捕着鳥
六一九(被告人南波)、同六二〇(被告人今村)への写
真を同人に示しても「六一九、六二〇は争が犯人など
つか全くわからません」と答えている。

右検述中にあつた⑥⑦の男と右被告人らの服装にも二れ
といつた類似点はなく、結局右久松調書では、被告人南
波および同今村と加害者と同一性立証には何ら寄与し
えりいもへである。従つて、本件全証拠によつても、少
なくとも右被告人兩名に關しては加害者であるとの立
証はなされておらず、本件控訴事案全てについて無罪

打撃にてつては頭部等の部位を狙い打ちめどに因難で被害者の容易にその部位を脱き他の物体であつたハシナリ致命傷を避けうるのである。遂つて、加害者が右打撃物を使用しては、被害者へ闘争能力が格段に低減とか睡眠中とかの場面を除き、二三度から三度程度は結果的につきのとおりである。

(1)傷害の部位、程度と打撲の差別

左股脱臼、左尺骨脱臼、右腕脱臼（全治約一ヶ月）
左前腕脱臼（全治約一ヶ月）

右診断のうち二回が脳挫傷であつたところは、その症状に照らして解説である。单なる脳挫傷と云ふ過

一方、久松の間接的影響下で、久松方の運営は、加害者は、監獄上④⑤⑥⑦で表示された目次である。

頭を痛いといつておられた。されば、意識は悪くないが、左側に倒れておられた。反射神経異常なし。左側に手筋えらが、名前、生年月日は「たえまい」は「や氣はなし」と訴えて、脳挫傷と脳しんとうとの相違につき、「脳しんとうの場合は頭を打ったときに大体意識を失つて一〇分から三〇分くらいして意識をとりもどす。脳挫傷の場合には繰り返す意識障害、反復の吐き気、頭痛、問いかげに対する「…」と答えてくる。

右証言にて、「奥山証人が脳挫傷と判定した根拠は小西が意識喪失状態にあったという点にござります。」といふの具体的な症狀によく「えげ問題」に答へばよいといふ。

しかし、弁護人の質疑判定は根拠を尋ねてあるが、さうか、從つて、右証人の質疑判定は根拠を尋ねてあるが、さうか、弁護人提出に「かか書類「脳神經外科学」三三七頁記載

の頭部外傷の分類によれば、前記小西の症状はオ丘型（脳シントラ型）に該当するゝ考文のが妥当である。ところで、右受傷者田名の傷害の程度は、右書籍三六八頁の表五「頭部外傷の程度」によれば、いずれも「軽症」の部類に属する。

従つて、打撃の程度も右「軽症」を負わせるほどのものにすぎなかつたことになる。

(三) 奉行中の言葉について、

久松調書によれば「④⑤の二人の男ねじこ、この二人で③④⑤の男を殴つてございました。殺してやると言つて殴つてござつたのです。」である。しかし右「殺してやる」との言葉は、他の諸状況に照らして考えれば、文字通り殺意の表現と見るべきではなく、單なる脅し程度の言葉として発せられたにすぎないと解すべきである。その証の一つとして、同じ久松調書の中に「④にいた男が、久松君出て来なさい。出て来ないと火をつける」と言つ後にいる人に火をつけると指示しました」とあるが、本件全証拠によるも加害者が放火した形跡はない。

(四) 被害者の対応

く、結局放火しなかつたといつて事実がある。右④の男の「火をつける」との言葉も、言葉通り取れば放火の意図の表現であるが、結局実行していかないものであるから、單なる脅し文句にすぎなかつたと解釈するの合

理的である。

（五）被害者の対応

まず、被害者の闘争能力についてであるが、久松調書によれば、加害者四名を久松方に侵入し立たせ、被害者側は、途中逃走した久松俊一含めて五名である。また被害者は前記のように四人のうち二人が打撃物を所持していたものの被害者の抵抗を奪つほどの強力な物とは到底いえまい。さらに被害者側が寝込みを急襲された時の状況も存在しない。以上の点からすれば、抵抗しうるものがあつたはずである。

被害者側の闘争能力は、加害者側の攻撃に対し、十分抵抗しうるものがあつたはずである。

しかるに、久松調書によれば、被害者側は廊下を遮断したほかは、殆んど無抵抗であつたとの如く供述され、したがひ、久松調書によれば、被害者側は廊下を遮断したほかは、殆んど無抵抗であつたとの如く供述され、してゐる。

例えば「大量の部屋の真中あたりに④⑤の夫の友達がつまつており、これらの人手には何も持つていませんでした。③④⑥のうち兩手を首の後ろにまわして、首の後ろを押えている人もいました。その部屋の中には、先程の④の2人の男がいて、この二人で③④の男を殴つていました。」といふ部分がある。しかし、右供述は全く不自然である。

右供述によれば、三人の男が二人の男に何ら抵抗しないで殴られていたことになる。検察官の主張の如く、加害者が殺意を持つて殴つてしまつとすれば、被害者もその異常な殺意が感ぜられるはずであるから、必死の抵抗を試みたはずであり、また両者の力関係からして十分抵抗できただけである。

仮に久松調書の如く、被害者側が情況的には抵抗可能であったにもかかわらず、なすがままにされてしまったすれば、そもそも被害者側には「殺された」という切迫した情況下には、客観的にも主観的にもなまつたところである。右解説は、被害者側が廊下で加害者に対し、

「待つてくれ、相談する時間とくれ」といっていいだけ

とから、被害者側にもある程度の心理的余裕があつたと思われる事実からも裏付けられる。

以上、いずれにしても右事情は殺意の存在を否定するものである。

(五) 背景、動機について

検察官は、被告人らの所属する組織と被害者が所屬する組織とが対立抗争中であることをもつて、本件事件における殺意の存在を裏付けておうとしている。

しかし、一般的に一九六〇年以降の革命潮流の歴史は一面では革命路線をめぐる理論闘争と組織の分裂・対立の歴史でもあり、単なる組織間の対立をもつて殺意形成要因と見るのは余りにも平譲的である。

其一、以上の通り、本件犯行が仮に被告人らの行為によるとしても殺意はなく、従つて殺人未遂、同予備は成立せず、単に傷害が成立するに止まる。

六頁(2)

論告罪旨

児童準備集合

住居侵入、殺人未遂

南 浩 正 具

殺人予備

皆が2名

<40> 右の被告人等に対する訴訟被告訴件の審理期日は次の通りである。

昭和五十二年一月三一日

千葉地方検察官

検事

上野 勝

千葉地方裁判所

第一、事実認定上の争点

記

一、殺人未遂及び殺人予備罪の成立につれて

1. 被告人三名及び弁護人は、本件につき、殺人未遂及び殺人予備のいずれにも該当しない旨主張する。しかしながら犯行のため準備され、かつ、現実に使用された免職、犯行の態様及び被害者の身元諸部類から見て、被害者・小西博也・片桐聖人・園崎聖人・鶴見郁久に対する殺人未遂並びに未然犯に對する殺人予備は十分に成立するものと想料される。

すなわち、本件に使用された免職は、ホールドクリップペー、イヤレバー、カッター、針棒等で、いずれも相当の重量があり、いわゆる鉄パイプ以上の威力を有するものであるほか、身傷の部位も、小西につれては後頭部割創、脛挫傷、鼻部割創であり（医師奥山隆保の診断書）、片桐につれては頭部打撲（医師村田寅雄の診断書）、園崎につれては後頭部割創、左尺骨脱臼であり（医師奥山隆保の診断書）、鶴見につれては頭部拳創等（医師村田和夫・同村田忠雄の各診断書）いずれも生命力を危険に及ぼす場所である。

そして、被告人らは、右の各免職で、児童を所持せず、無抵抗の被害者らを殴打するにあたり、向うの手に免職を持てども、特に頭部以外の部位を殴打したこと、免職を持てどもこのまま免職をそのままにしておいたこと等が、免職を用いて免職をしたもののと判明するのである。

2. 被告人らは、大阪市内に本拠するバーの二台の乗用車に全員して、免職をもろん無線電話で車内に積み込み（河野幸吉の五〇・一一・一五村実況見分調査）久松謙一氏を同人方に集めにして、被害者らを殺害する目的の力をもつて、轟路、鶴見方面又は千葉市園生町田口土蔵地の一商店へ久松謙一方に赴いたものであり、午前一時ごろ久松方の玄関の戸を開けたところであつて、開けた戸内に不法侵入したつえ、本件犯行に及んでしまつてである（久松友子の五〇・一〇・一三村及び五〇・一〇・二九付検察官調査）

3. 本件は、捜査及び公判段階において、被告人三名、各被害者の辯述を擇られたい意味では、いわゆる内ケバに特有の特殊な事件であるが、右の各免職及び被害者の受傷部位、程度をうみても、ねつて、被告人らは、

「え、哲友子が死んじゃうな、うあーくわーと懸念する

卷之三

乱打していたもの「（久松友子の五〇・一〇・一二村
換業官調書）で、仮りに危険を察知して、いち早く自
宅外へ逃げ出し（久松優一らの一一〇番通報係がナ
ル女仔）が、右久松優一を含めて、あるいは少なくとも
も被告人らの襲撃を知り逃亡した久松優一を禁じた旨
被審者四名に対する、愛媛殺害の田舎太郎事件の判決であ
る。

4.
本世

本件當田の年前一時四分ころ、すぢあち、被害人久松方に押しへつた直後、久松雙一女ら一〇番通報於古川。本部指令を傍受した千葉中央警察署花見川派出所勤務の直良田裕量及び同鶴之次中が、オートバイで現場へ急行したため、各被告人において、逮捕を免れたために各自の犯行を中断して逃走を行つたもの。殺害といつ所期の目的を遂げ得なかつたものであつて、被告人らにおいて、任意に犯行を中止したものでない。從つて本件の殺害事件に止まるものである。

「一、住居侵入及び凶器準備集合罪の成立について
むお、住居侵入、凶器準備集合の点につけては、既
に前記二点のべてこうするなら明らかであり、格別の問
題はない。

案二 情狀

告人らが、右団体から分派した女産主義者同盟全国委員会ボリシェビキ衆に所属する久松俊一らを殺害する目的で、深夜、久松方玄関のドアをバーナー等で叩き破つて久松方家屋内に押し入って行。前記のように暴行に及んだ事件で、その性質は、こらゆる内ゲバ事件と呼ばれるものであり、通常の殺人未遂事件に比較すれば、教唆悪質な事件であるといわなければならぬ。

二、被告人南波は、昭和四九年五月二一日屋外広告物条例違反で、同年九月二十四日免審準備集合・暴力行為等处罚二回スル法律違反により之れを既検挙され犯歴あり、被告人今村は、昭和四五年六月九日公安条例

5、本件は、右に述べたとおり、各被告人及び各被害者が、本件の裏裏密談について懲戒しているといつ詳説
事情もあるので、被告人各自の実行行為につけても、
証拠上必ずしも当然とした点もあるが、久松の
昭和五十一年一〇月二二日付及び同月二十六日付の書類
書の各記載、各被告人を逮捕した中田・鶴見・田代
田裕貴・鷹之次中、高橋義典の公判廷における各供述
文書合勘案すれば、各被告人とも本件殺人集団の構成
員であり、公訴事実記載通りの犯行に如程してゐる。

。加えて被告人らは久松方へ侵入するにつれて、建物東側板金部分にあたる右側部の引き込み線は、保安壁に入れる際、保安錠から出て屋内に入る鎖をも切断しておらず、電話機の「一一〇」も切離しておらず、一方等左右が作成の東洋見分調書)。この事など見ても明らかとなれば本件は、美濃清ひづれが説教しやうとした西田犯行である。

例違反で、同年一月一日公害条例違反・道路交通法違反で、さらに同月五月一日屋外広告物条例違反でそれと併検挙され犯歴があり、被告人城戸は

力業務妨害で、同四九年一月二三日児羅華備集合、道路交通法違反でそれと併検挙された犯歴がある。被告人らは、にもかくらず、さうに本件に及んだ点を見れば、被告人らには反省の構え全く認められぬ。三、被告人らが関西方面から乗用車で千葉市内にきて来て本件犯行に及んだものである。いづれも松後一派を反農命集団に転落しと批判しても、夜討ちまでかげ、被害者四名に対し兇器を使用し、殺意をもつて加害行為に及んでおりながら、被害者らに対し、ボルシエジナ永との鬭いが、共産主義者同盟全國委員会の建設にとって不可避であると豪語して陳謝の意を全く表明することなく、当然のこととしてしたところであり、各被告人とも反省の情を認められず、この複数犯の頻発する治安状況に照らし、きびしく処罰する必要があ

第三、求刑

相当法案適用の上、被告人三名を起訴され、懲役一〇年に処するが相當である。

日帝・検察の殺人罪デッヂ上げ、長期懲役拘留実質死刑
攻撃粉碎！加納一派完全打倒、公判争勝利！
南波城今村

全乙の革命的行動者。人民諸君。

「地下水道」

「地下水道」本題の解説は、以下二項構成で構成される。
（1）「梗概」（2）「問題」

「お前じきかと二回志上にし、一年四回の定期船の本筋
乗組船員を務め、内佐田、猪俣の本筋乗組船員を行つてこの
のである。豊賀の腰元は豈むかへて居るのである。

全蜀王

卷之三

正規の石造船体・圓筒形面で、前進出・頭部船艤等の装備が
わざと見出せない。これはこの種の船中(圓筒)の特徴である。
又圓筒形船體は、公母(母子)の連続航行に適するが、
現時海軍の主な艦艇は、皆上記の如く。

敵機力一加熱一派「火炎」之形。吾士士也「火炎」。一般人未

敵權力一加網一承

卷之三

○又如「五經」，「五經」者，「五經」也。五經者，「五經」也。五經者，「五經」也。

地下
水道

発行者： 地下水道編集委員会

編集責任者： 村越 真介

発行日： 1977年3月1日

連絡先： 大阪市大淀区本庄東二丁目2番31

とみやビル 15階 大学路板会内

「地下水道」編集委員会宛

電話 06(371)3706

定価 300円